

○ふじみ衛生組合情報公開・個人情報 保護審査会条例

(令和5年3月1日)
(条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織、調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置等)

第2条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ審査請求等について調査審議するため、管理者の附属機関として、審査会を置く。

- (1) ふじみ衛生組合情報公開条例（平成15年ふじみ衛生組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項
- (3) ふじみ衛生組合個人情報保護条例（令和5年ふじみ衛生組合条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第13条

(組織)

第3条 審査会は、情報公開及び個人情報の保護に関し学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、審査請求の審査のため必要があると認めるときは、審査会に諮問をした諮問実施機関等（情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）及び法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を求めることができるものとし、当該諮問実施機関等は、審査会から審査請求に係る組合情報（情報公開条例第2条第2号に規定する組合情報をいう。以下同じ。）又は個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。この場合においては、何人も、審査会に対し提示された組合情報又は個人情報若しくは提出された資料の開示を求めることができない。

(1) 審査請求に係る組合情報又は個人情報を審査会に提示すること。

(2) 審査請求に係る組合情報に記録されている情報又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、若しくは整理した資料を作成し、審査会に提出すること。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）及び諮問実施機関等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知しなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。こ

の場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧又は写しの交付については、個人情報保護条例第11条の規定を準用する。

(調査審議手続の非公開)

第11条 第7条から前条までの審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用等)

第12条 審査会は、情報公開条例による情報公開制度並びに法及び個人情報保護条例による個人情報保護制度の適正な運用を図るため、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について実施機関から報告を受けるとともに、情報公開制度又は個人情報保護制度の運用について必要があると認める場合には、意見を述べるができる。

(守秘義務)

第13条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(ふじみ衛生組合情報公開条例の一部改正)

第2条 (省略)

(ふじみ衛生組合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条・第4条 (省略)

(ふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 (省略)